東京都公安委員会告示第 2,210 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の４第６項により弁明の機会を付与するので、同条第７項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 17 日

東 京 都 公 安 委 員 会

記

1　弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

2　弁明書の提出先

江東区有明三丁目７番 26 号　有明フロンティアビルＢ棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

3　弁明書の提出期限

令和 8 年 12 月 15 日

4　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の４第６項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

藤井　晶太	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-103-260911-202056）
稲見　一平	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-104-261028-207872）
渡邉　大智	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-111-261027-426260）
田嶋　凛太郎	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-217-261016-203760）
株式会社　Ｂａｃｋｍａｎ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-326-260910-435338）
松田　昇平	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-331-260828-208302）
ＯＴＡＩＧＢＥ　ＥＨＩＭＡＲＥ　ＧＩＬＢＥＲＴ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-331-260928-425381）
ＳＤＳ　合同会社	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-331-261005-203540）
佐藤　雅宣	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-441-260929-443002）
東東株式会社	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-550-260914-205030）
瀬下　祐太	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-550-261027-202059）
神　真一	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-555-260911-201057）
藤井　晶太	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-660-260813-204245）
ＬＦＸ　株式会社	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-893-261001-202279）